



あしよろ

No.211

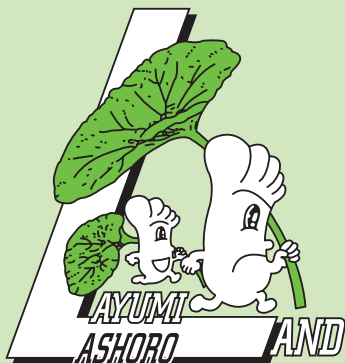
# 議会だより

2022.11

北海道足寄郡  
足寄町議会発行



つどいの広場「お楽しみ会」ハロウィン（10月18日）



|              |         |
|--------------|---------|
| 予算・条例等の審議内容  | 2～3ページ  |
| 決算審査特別委員会    | 4ページ    |
| 一般質問（4議員が登壇） | 5～8ページ  |
| 委員会レポート      | 9～11ページ |
| 議会の動きなど      | 12ページ   |

# 第3回 定例会

第3回定例会は9月6日から27日までの22日間の日程で開催し（7、14日、17、25日は休会）、初日は議長の諸般の報告、議会運営委員の辞任、議会運営委員の選任の後、町長からの行政報告を受け、報告1件、人事案1件、条例制定1件、改正2件を審議（関連記事2、3頁）し、原案どおり決定、同意、可決しました。

15日は、文教厚生常任委員会と議会運営委員会から所管事務調査報告がされ、その後、4名の議員による一般質問（関連記事5、8頁）を行いました。翌16日は残りの一般質問が行なわれた後、人事案1件、その他1件を審議し、令和3年度の健全化判断比率及び資金不足比率の報告、令和3年度の各会計決算認定の提案理由の説明がされ、各会計決算認定は、令和3年度決算審査特別委員会（関連記事4頁）に付託し、休会中の審査となりました。

26日は、16日に付託した令和3年度各会計決算認定について、「可決及び認定」との報告を受け、本会議においても「可決及び認定」しました。その後、令和4年度補正予算の提案説明を受け、原案どおり可決しました。この日の追加日程で、会議案1件、意見書案1件、補正予算1件、委員会より提出があった所管事務調査期限の延期などを原案どおり可決、承認し、会期を1日残して26日に閉会しました。

## 報告

◆ 予定価格1千万円以上の工事又は製造の請負契約の締結

議会総合条例の規定により議会に報告するもの。

◆ 令和3年度足寄町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告  
地方公共団体の財政の健全

化に関する法律の規定により、健全化判断比率及び資金不足比率を報告するもの。

## 人事

◆ 教育委員会委員の任命

10月20日任期満了となる教育委員会委員について、蓑島隆さん（上利別）の再任に同意しました。任期は4年。

◆ 教育委員会教育長の任命

9月30日任期満了となる教育委員会教育長について、東海林弘哉さん（帯広市・9月16日現在）の任命に同意しました。任期は3年。

## 条例審議

◆ 年末年始の休日変更に伴う関係条例の整備に関する条

例の制定について

町の機関の年末年始の休日を国や道に合わせるため、関係条例を一括で改正する条例を制定するもの。

◆ 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等の条件を緩和するもの。

◆ 足寄町新規就農者等誘致促進条例の一部を改正する条例

国と道の制度に合わせて改正するもの。

◆ 専決処分事項の指定についての一部を改正する規程

議会の議決を要する契約について、軽微な変更を町長が専決処分できるようにしたものの。

◆ 一般会計補正予算  
歳出

・ 企業振興促進補助金 758万4千円

（榊原議員質疑あり）

・ システム管理経費 977万8千円

（榊原議員質疑あり）

・ あしよる銀河ホール21屋上改修工事 4999万5千円

（川上議員・木村議員質疑あり）

・ 多目的観光施設外壁塗装工事 210万6千円

・ 高齢者世帯等生活支援給付金給付事業 1178万円

・ 新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業 3194万9千円

・ 足寄町営温泉浴場新築事業 1189万1千円

・ 高齢者等ふれあい収集業務 50万6千円

（川上議員質疑あり）

・ 建設改良経費出資金（病院費） 1107万8千円

・ 新規就農研修センター内装改修工事 131万9千円

・ 農業次世代人材投資資金 △201万3千円

## 予算審議

令和4年度一般会計など9会計の補正予算は、9月26日に即決で審議し、原案どおり可決しました。

可決した予算の主な内容は次のとおり。

# 令和4年度 各会計別補正額

| 会計別  |              | 補正額     | 総額         |
|------|--------------|---------|------------|
| 一    | 一般会計         | 111,724 | 10,086,005 |
| 特別会計 | 国民健康保険       | 2,052   | 884,765    |
|      | 下水道          | 1       | 513,475    |
|      | 介護保険         | 68,102  | 918,440    |
|      | 介護サービス       | 581     | 333,290    |
|      | 後期高齢者医療      | 286     | 141,999    |
|      | 資源ごみ処理       | 574     | 77,775     |
|      | 上水道事業会計      | 3,684   | 175,126    |
|      | 国民健康保険病院事業会計 | 11,785  | 1,382,270  |

- 新規就農者育成総合対策経営開始資金 162万5千円
- 新規就農者育成総合対策経営発展支援事業交付金 750万円
- 防衛施設周辺農業用施設設置事業補助金 △1020万円
- 畑作構造転換事業補助金 △921万7千円
- 足寄町家畜伝染病自衛防疫対策協議会負担金 140万9千円
- 全国和牛能力共進会補助金 150万6千円
- 環境保全型農業直接支払交付金 130万3千円
- 水源林造林事業 △141万9千8千円
- 道の駅ファミリ層誘客事業補助金 260万5千円 (進藤議員質疑あり)
- 町道応急補修工事 1150万円
- 補修用資材費 274万3千円
- 里見が丘公園キャンプ場パングロー電気設備改修工事 125万9千円
- 足寄高校生海外研修派遣事業 △540万8千円

- スクールバス購入 △1050万2千円
- パソコン一式購入(中学校) 263万9千円
- 総合体育館防災倉庫新築工事 295万1千3千円
- (二川議員・進藤議員質疑あり)

### 歳入

- 立木(カラマツ)売払収入 3880万9千円 (井脇議員質疑あり)

### 意見書

◆国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書  
議会運営委員会  
委員長 榊原深雪

### その他

◆損害賠償の額を定め和解することについて  
町内給油施設の屋根に除雪ダンプが接触し損壊させたものに対する損害賠償

### 【委員会】

委員会の構成が次のように替わりました。  
議会運営委員会  
旧 熊澤芳潔 委員  
新高橋健一 委員  
広報広聴常任委員会  
旧 熊澤芳潔 委員長  
新高橋健一 委員長

### 賛否状況等

足寄町議会総合条例の規定に基づき、第4回臨時会、第3回定例会における議員の出席状況及び議案等に対する議員個々の採決態度を公表します。  
第4回臨時会及び第3回定例会において、熊澤議員が欠席しました。  
また、提案された個々の議案について、全議員賛成で原案どおり可決、承認されています。



## 第4回 臨時会

7月12日開会  
工事契約を原案可決

7月12日に開催された第4回臨時会では、町長の臨時会招集の挨拶の後、契約1件が提出され、原案どおり可決し閉会しました。

### 【契約】

◆橋梁長寿命化修繕(糠南大橋)工事請負契約について  
契約の方法・指名競争入札  
契約金額…9229万円  
工事期日…令和5年2月28日  
契約の相手方…足寄町南6条7丁目22番地  
株式会社 勝建工業



# 特別委員会を設置し 令和3年度決算を審査

第3回定例町議会では、町長から一般会計・特別会計、企業会計など10件の令和3年度決算認定の議案が提案され、監査委員から次のとおり意見が付けられました。

『令和3年度は、感染症による未曾有の危機に対し、前例のない大胆な経済支援を講じた結果、倒産件数は過去50年で最も低い水準で推移し、失業率も先進国の中で最も低い水準に抑えられました。』

一方、世界を見渡すと、欧米諸国はより一層大胆な経済支援とワクチン接種の進展を背景に経済活動の水準を上げていく中で、さらに先を進んでいます。感染をゼロにすることができない中で、感染対策と日常生活の両立に向けた道を探り始めています。

そうした状況で、日本の経済社会にとって、新たな課題が明らかになってきています。潜在的な消費意欲が高い一方で感染拡大に左右されやすい状況、また、企業収益が改善する一方で東南アジアでの感染拡大による部品供給不足が

みられます。さらに、倒産件数、失業率が低水準である一方で企業債務は大きく増加しており、事業の再構築は待ったなしです。

このように、危機対応のステージから次のステージに移りつつある中で、日本経済にとつて、強くしなやかに対応できる力を高め、常に進化し、成長力を高めていくことが重要です。

本町においては、実質公債費比率が0・4ポイント上昇し、今後6年間増加して行く予定であるので、今後、益々慎重な財政運営が求められるところ です。

依存財源においては、構成比で2・1ポイント増加しています。コロナ対策による交付税が影響したものと見られますが、自主財源確保に勢力を傾けていただきたい。

厳しい財政環境が継続することが予測され、限られた財源を最大限に効果的かつ効率的に活用し、基幹産業の発展や住民福祉の増進を目的とした重点的な施策を講じて、今後も町民が安心して暮らせる街づくりを目指して努力することを望むものです。』

同議案は吉田議長、多治見

議員（監査委員）を除く11名の議員で構成する「令和3年度決算審査特別委員会」を設置し、議会休会中に審査しました。

同委員会の正副委員長には次の方が互選されました。

委員長 高橋秀樹  
副委員長 高橋健一

## 資金不足比率

| 特別会計等      | 足寄町 | 経営健全化基準 |
|------------|-----|---------|
| 上水道事業      | —   | 20.00%  |
| 国民健康保険病院事業 | —   |         |
| 簡易水道       | —   |         |
| 公共下水道事業    | —   |         |

※資金不足額がないため、「—」で表示しています。

## 健全化判断比率

| 指 標      | 足寄町   | 早期健全化基準 |
|----------|-------|---------|
| 実質赤字比率   | —     | 14.57%  |
| 連結実質赤字比率 | —     | 19.57%  |
| 実質公債費比率  | 10.1% | 25.00%  |
| 将来負担比率   | —     | 350.00% |

※赤字額がないため、実質赤字比率と連結実質赤字比率、将来負担比率は「—」で表示しています。

# 決算審査特別委員会報告

9月20日から3日間にわたって開催された決算審査特別委員会（委員長・高橋秀樹）で

の質疑についての要約をお伝えいたします。なお、スピースの都合上質問事項のみといたします。（掲載は質問順）

**高橋健一委員** 今後のふるさと納税のあり方について。

**川上委員** 自治会合併の考え方について。

**高道委員** イチゴハウスの発電施設の管理状況とイチゴの出荷状況について。

**二川委員** 介護従事者就業支援等補助金利用者の離職の実態について。

**進藤委員** 介護従事者の派遣と施設の人員配置基準について。

**田利委員** 国保病院の医療技術職員と調理職員の確保状況について。

**榊原委員** 障害者地域生活支援拠点施設の利用率と委託料について。

**木村委員** 交通安全指導員の確保状況について。

**高橋健一委員** バイオマスセンターの持続可能性について。

**進藤委員** 野生鳥獣による農林業被害の状況とハンター支援について。

**榊原委員** ペレットストーブ導入補助の実態とペレットの生産体制について。

**川上委員** 足寄高校支援の課題について。

**進藤委員** 地域おこし協力隊の活動実態について。

**二川委員** マイナンバーカードの交付状況と高齢者等への支援について。

**高道委員** 移住促進事業の成果について。

**高道委員** 農業担い手育成支援事業の支援内容について。  
**進藤委員** 足寄町観光活性化調査業務の実証結果について。  
**木村委員** 雌阿寒温泉のばっ気施設の状況と今後の維持管理について。

# 一般質問 4議員が登場

一般質問を行った議員が原稿を執筆しています

## 里見が丘公園再整備計画について



高橋 健一 議員

**高橋議員** 平成26年、足寄町は「豊かな自然環境の活用、健康づくり、観光振興に寄与する里見が丘の森」を整備テーマとして、総事業費10億円をかける整備計画を立て、翌年、整備事業に着手しました。

**町長** 見直しの大きな理由は、国の交付金を活用した財源確保が大きな課題となり、計画どおり進めることは困難と判断したためです。計画の主な

変更点については、旧青少年会館をセンターハウス兼ビジターセンターへの改築、コテージ群の建設、キャンプ場のオートキャンプ場へのリニューアル、スポーツゾーンと交流ゾーンを連絡する幹線園路の新設は難しいと判断しました。

**高橋議員** 里見が丘公園整備事業はほぼ完成に近づいていると思われるが、最終的な完成は、どの事業終了を以てなされるのか。

**町長** 国の交付金を活用した事業としては、総合体育館から足寄高校、旧青少年会館からキャンプ場区間の幹線園路整備を残すのみとなり令和6年度を完成予定としています。

なお、今後の予定としては、クラブハウスの改築、野球場・サッカー場・総合体育館・温水プールの修繕などを実施し、再整備事業としては完了しま

したが、引き続き財政状況を考慮して既存施設の長寿化修繕を実施していきます。

**高橋議員** 里見が丘のパークゴルフ場、グリーンヒルとウエストヒルは、遊具のために一部削られている状態です。計画の中で整備されるのか。

**建設課長** 公園内のパークゴルフ場は、当初の計画では、幹線園路の整備後に36ホールへのコースレイアウトの変更も考えましたが、現在の利用状況から、新たなコースの変更は行わず、現状の27ホールで継続したいと考えています。



**高橋議員** パークゴルフ場が整備されないのは残念ですが、ただ、ここには昔の軍馬補充

部の遺跡である土塁が残っています。整備でこの土塁が削られるのはさびしいなと思っています。

つぎは、ネイパルの問題です。ネイパル足寄は指定管理が足寄町観光協会からオカモトグループに代わりました。足寄町はネイパル足寄との連携をどのように考えているか。

**教育長** 本年度から指定管理が変わりましたが、本年4月に教育委員会と協議を行い、原則これまでと同様の協力関係を継続し、連携していくことを確認しました。

**高橋議員** 私は第一回の定例会で、指定管理の問題で不満を表明しました。第三者委員会は9月5日、「ネイパル足寄を含む5施設で違法行為があったと認定した」と発表しました。しかし、その後、ネイパル足寄主催のパークゴルフ大会に参加して感じたことは、新任の若い所長さんは意欲满满で、足寄町の事をよく考えてくれているということです。圧巻は大会後の懇親会で、中札内のALT（外国語指導助手）キャツツァー・モ

二力さんが弾き語りを披露し

てくれたことです。十勝でALTの交流の場はないのか。

**教育長** 今コロナ禍で、国際交流員に関わらず人々の交流は非常に限定的ですが、コロナ禍以前には、イングリッシュキャンプというのがあって、子供たちと英語を通じて交流を深めていました。

**高橋議員** 里見が丘は風物詩満載の宝の里山です。四季折々の草花、春には山菜、秋にはキノコやヤマブドウ、公園内のキャンプ場、バーベキューハウス、遊具、遊歩道に野球場、温水プール、更に新しくできる温泉、周辺には博物館等、枚挙に暇がありません。この集客力を活用しない手はありません。町長に秘策は。

**町長** 秘策はありませんが、四季を通じた更なる賑わいの創設には、ソフト面の充実が必要と考えています。行政だけでは限界があるので、ノウハウを持つ人材や民間の方々の活用も不可欠と考えています。

**高橋議員** 若い人達に任せてみたらどうでしょうか。中学生や、高校生に企画を出してもらおうのです。

# 林業振興と

## 担い手不足について



井脇昌美議員

**井脇議員** 森林譲与税を活用した森林整備等、森林組合との協議内容は。

**町長** 森林組合とは民有林の森林施業における補助内容を協議し、また、担い手対策や安全対策等、森林組合を含む町内造林事業体と協議をしたうえで、林業就業相談会を開催するなど、林業の振興に繋がる取組を実施しております。

**井脇議員** 森林を循環利用することは言うまでもなく水源の涵養・環境の保全・地球温暖化防止に貢献するとともに、流域、そして住民の生活を豊かにし、さらに人々の心や体にも癒やしの効果を与えております。

そこで次の件をお伺いいたします。

**町長** 民有林における森林施業や作業道整備に対する補助、町内在住の担い手に対する家賃補助などの待遇改善に対する補助や、安全装備等に対する補助、林業行政の体制強化としてGISシステムの更新や専門職員の雇用等に使用しております。

全確保などから植栽場所が少なく開催できませんでしたが、第一生命保険株式会社と「森づくり協働宣言」を行い、来年以降町民植樹祭と同様に多くの町民に参加いただくよう町内事業者等とも協議してまいります。



## 「日曜議会」を中止します

例年、12月に開催する第4回定例会で予定していた「日曜議会」は、開催方法を含めて検討しましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため今年度も開催を見送ることとなりました。

本会議の様子については、YouTubeの中継をご覧ください。

## 森林環境譲与税とは



森林の有する公益的機能は、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養（地表の水が地下水源等に供給されること）等、国民に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林の整備等を進めていくことは、我が国の国土や国民の生命を守ることにつながる一方で、所有者や境界が分からない森林の増加、担い手の不足等が大きな課題となっています。

森林環境譲与税は、市町村においては、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に充てられることとされています。

また、都道府県においては「森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用」に充てられることとされています。

このような現状の下、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要となる地方財源を安定的に確保する必要があります。

森林環境譲与税は、喫緊の課題である森林整備に対応するため、令和元年度から譲与が開始され、市町村や都道府県に対して私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して譲与されています。

本税により、山村地域のこれまで手入れが十分に行われてこなかった森林の整備が進展するとともに、都市部の市区等が山村地域で生産された木材を利用することや、山村地域との交流を通じた森林整備に取り組むことで、都市住民の森林・林業に対する理解の醸成や山村の振興等につながることを期待されます。

なお、適正な使途に用いられることが担保されるように、森林環境譲与税の使途については、市町村等はインターネットの利用等により使途を公表しなければならぬこととされており、足寄町のホームページでも公表されています。



# 大雨災害対策について



高道 洋子 議員

**高道議員** 7月と8月に発生した、短時間局的豪雨の影響で、一部の道路や農地等で大きな被害を受け、特に町道では道路が冠水する被害が発生したが、大雨対策の問題点と課題は。

**町長** 最も大切なことは災害から町民の生命・財産を守ること。今後、本町でも経験したことのない降雨に見舞われた場合、想定外の災害が発生する可能性も否定できず、その際に、ハード、ソフト両面で十分な対応が図れるのかが課題です。来年度に町のハザードマップの更新を予定しており、町民に対してきめ細かな情報提供を行い、防災意識の高揚に努めてまいります。

**高道議員** 常日頃から雨が降らない時の管理が大事である。計画を立て年間パトロール

をしつかり行い、側溝や柵に落ち葉が詰まっていらないか、草が茂っていないか等をチェックしていただきたい。

**町長** 側溝にきちんと水が流れるように整備をしていかなければならぬと思っておりますが、職員の数も少なく、足寄町は非常に広い町の中で、全体をパトロールするのは難しいため、地域の人たちからの情報提供も一つの方法と思っているところです。パトロールをやりきれない部分もありますので、そういう住民の皆さんのご協力もいただけたら有難いと思っております。

**高道議員** 大きな市では、土のうセンターがあつて、市民がいつでもどこでも誰でも持つていけるようになっていくと聞いていますが、町民が欲しい時は、どのようにしたら良いのでしょうか。

**町長** 町の方で、大小の土のう袋を用意して、台風が来るとかある程度大雨が降るかもしれないという予想が立つ時に、事前に土のうを用意する

形にしていますが、町民の皆さんに配布する仕組みにはなっていません。ある程度の数については、車両センターの方に用意していますが、常に多くの数を用意しているということにはなっていません。

**高道議員** 雨が押し寄せてきた時にどう防ぐかとなると、何か手立てをしていかないと結局被害にあつてしまうので、事前の対策として、土のうを1家に5つくらい皆が持つていけば良いことかなと思っております。

**町長** それぞれの家の条件やその時の災害の状況も変わつて来ますし、雨の降り方とか色々ありますので、土のうが3、4個あればなんとかなるといふことでは済まないこともあります。土のうセンターのようなところに置いておいて、そこから住民に持つていって良いですよとした時に、災害が起きるかもしれないと皆で取りに来られたら、多分用意した数が足りなくなるんだとか、そういったことも出て来ますので、なかなか簡単に土のうをどこかに用意しておくのは難しいと感じています。

## 新型コロナウイルス感染症のさらなる対策について

災害対応のあり方というのも今までと同じでは駄目だと思つていきますので、少しずつ自身を検討しながら今の雨の降り方に対応できるような取り組みにしていかなければならないと考えています。

**高道議員** 自主検査に伴う医療用抗原検査キットの希望者への無料配布についてのお考えは。

**町長** 北海道において無料検査事業を実施しているほか、北海道の案内には自主検査に使用する抗原検査キットはご自身で用意するよう記載されています。現在のところ町で準備する予定はありませんが、感染状況や帯広保健所管内の他市町村の動きと合わせ、状況に応じた対応を考えてまいります。

**高道議員** ワクチン周知の方法について、町のホームページがなかなか分かりづらく、町民の40%以上が65歳以上の高齢者であり、紙媒体や町内

回覧板で接種のメリットデメリットやPRを、もっと親切丁寧に説明して行くべきと感じておりますが。

**福祉課長** 回覧や新聞のチラシで日程などをお知らせしており、接種券を送るときにワクチンの詳細な説明や厚労省が作成しているPR的なものを一緒に同封し、接種を検討していただく対応を取っております。

**高道議員** さらにコロナ対策について、町長の決意は。

**町長** 新型コロナウイルス感染症も3年目を迎え、なかなか収束の目途が見えてこない中で、なるべく感染しないので済むような形が大事だと思つていきます。町民の感染確率が8%位ということで、まだまだ予断を許さない状況にありますので、これからも感染拡大していかないような取り組みを、色々と知恵や意見を頂きながら進めていきたいと思つていきます。

# 足寄町における福祉施設の現状と課題、方向性について



高橋 秀樹 議員

**高橋議員** 足寄町の高齢化率が40%台となり、地域包括支援が年々重要度を増しております。

現在、2025年問題、2035年問題と少子高齢化により生産人口の減少による労働力不足が深刻化する中、当町はいち早く「医療と介護、保健・福祉の連携システム」を導入し、各支援体制が整いつつあると思います。

この連携システムの中で、福祉施設の要となる介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は建て替えの時期に来ていると考えます。また、軽費老人ホーム（ケアハウス）も開所以来、小規模修繕を行いつつながら運営しておりますが、今後、大規模修繕が必要かと

思われます。

高齢者福祉を取り巻く環境はそれを支える人口減少と施設の老朽化が、そしてケアをする施設、方法、サービスも多岐にわたり大変難しい問題があると思っております。

民間企業と社会福祉法人、町が「医療と介護、保健・福祉の連携システム」の中、それぞれしっかりとその役割、機能を果たし、支援の必要なる人に支援できる体制を再度整えることが重要である考えますが、町で試算している、現在、2025年、2035年の人口推移、高齢者の数、介護を必要とする数は。

**町長** 高齢者数は65歳以上人口、介護を必要とする数は要介護者認定者数とした場合、令和4年8月31日現在では、人口が6414人、高齢者が2599人、要介護認定者数が434人となっております。また、2025年及び2035年の数値につきましては、

第8期足寄町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定時に推計しており、2025年の人口は6016人、高齢者は2477人、要介護認定者数は432人、2035年の人口は4813人、高齢者数は1978人、要介護認定者数は417人となっております。



**高橋議員** 福祉施設の稼働状況は（入所者数、待機者数、現在の問題点）。

**町長** 令和4年8月31日時点における特別養護老人ホームの入所者数は46人、待機者数は7人となっております。介護療養型老人保健施設については、入所者数が43人、入所相談の方が3人とお聞きしています。また、認知症対応型共同生活介護事業所につきましましては、町内に3事業所が

あり、合計した数値では入所者数26人、待機者数37人。軽費老人ホーム（ケアハウス）については、入居者数が70人、待機者数26人となっております。

問題点としましては、どの施設も共通して介護職等の人材の確保が困難な状況であると認識しております。また、コロナ感染症感染拡大防止のため、入所者と家族等との直接対面での面会ができず、ご不便をおかけしているとお聞きしております。

**高橋議員** 特別養護老人ホームの建て替えについて、現状の考え方と方向性は。

**町長** 特別養護老人ホームの建替事業につきましては、足寄町第6次総合計画後期実施計画において、令和4年度に基本設計、令和5年度に用地取得及び実施設計、令和6年度に整備工事を行う計画を計上しており、建設に向けて本年4月に介護施設建設準備担当職員を特別養護老人ホームに配置しました。

現在、施設規模や建設場所等の検討、補助制度等について関係機関等と協議を行って

いるほか、基本計画を作成しているところであります。

**高橋議員** サービス付き高齢者住宅の整備について、町としてどう考えるか。

**町長** 足寄町内においては、少しの見守りがあることで自立した生活を安心して送ることが可能な施設としてケアハウスが整備されておりますが、ケアハウスにおいては恒常的に20人程度の入所希望者が待機されていると聞いております。

また、特別養護老人ホームの入所要件は要介護3以上となっており、要介護度が低い方が利用する施設の需要は一定程度あると見込まれ、その対応をするためには、サービス付き高齢者住宅の整備は有効であると考えられることから、町内の各福祉施設の利用状況等を踏まえ、サービス付き高齢者住宅の整備の必要性について検討してまいりたいと考えております。

高齢化が進む中で、いつまでも足寄町に住み続けることができるように、今後も必要な対応を検討してまいりたいと考えております。



# 工事契約の軽微な変更は町長の専決処分を可能に

議会運営委員会

議会運営委員会（委員長・榊原深雪）は「専決処分の指定について」調査報告しました。

本町では、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（以下「議決条例」と略す。）」（昭和39年条例第10号）を制定し、その第2条に「地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならぬ契約は、予定価格5千万円以上の工事又は製造の請負とする。」と定めている。

料、建築資材などの物価上昇や安定した調達の危機が現実となっている。

このような背景のもと、令和4年3月2日付けで、足寄建設業協会が町長に対して「契約金額の10%又は100万円を超えない範囲内で議会議決を経ずに設計変更できるよう」との要望が挙げられた。

（工事における）軽微な内容変更を専決処分とし受発注者の事務処理効率化を図ることがその主意である。

よって、これに基づき契約の議決をした工事については、設計変更等によって契約金額や契約期間の変更が必要となった場合、契約変更に係る議決が必要となる。

さて、コロナ禍となつて3年を経過する昨今、新型コロナウイルス感染症の更なる拡大、ウクライナ軍事侵攻等の影響があらゆる面に及び、燃

内容の検討が依頼され、議長から所管である議会運営委員会に検討の諮問があったものである。

今般、当委員会で以下のとおり調査を実施し、内容検討を行った。

## （1）過去の工事請負契約の変更の議決について

この10年以内における工事請負契約の変更に係る議決は、新しい順から次の表のとおり5件であった。契約変更の原因は、「契約条項第18条及び第19条に基づく変更」であり、具体的には工事着手後に発見された地下埋設物の除去や現場における数量の変更等の「条件変更等」に基づく「設計図書の変更」によるものである。10年間で5件であり頻回とは言えない。

| 年   | 議決年月日    | 議案番号 | 事件名                          | 変更前金額       | 変更後金額       |
|-----|----------|------|------------------------------|-------------|-------------|
| H30 | H30.12.4 | 114  | 花輪線整備工事請負契約の変更について           | 139,665,600 | 151,513,200 |
| 同上  | 同上       | 115  | 下水道管渠新設その2工事請負契約の変更について      | 94,284,000  | 94,370,400  |
| 同上  | 同上       | 116  | 里見が丘公園整備（遊戯広場）工事請負契約の変更について  | 137,700,000 | 134,643,600 |
| H29 | H29.2.21 | 1    | 橋梁長寿命化修繕（矢車橋架換）工事請負契約の変更について | 64,962,000  | 65,005,200  |
| H24 | H24.2.20 | 2    | 東通（改良）整備工事請負契約の変更について        | 56,385,000  | 54,715,500  |

## （2）工事全般について

一方、工事全般（議決を要する工事含む）に目を向けると、直近の3年では新しい順から、

・令和3年度工事総件数10

5件中、設計変更件数17件  
 ・令和2年度工事総件数96件中、設計変更件数17件  
 ・令和元年度工事総件数127件中、設計変更件数21件の結果であり、設計変更が生ずる割合は平均すると16・8%となる。この3年間では議決を要する工事に係る設計変更は無かったが、工事全般を見渡すと一定程度の変更契約が存在すると言える。

## （3）本町の専決指定の制定経過

本町の専決指定の制定に至る経緯は、平成4年8月に議会運営委員会が議会運営等に係る所管事務調査として広島町、余市町に行政視察に赴いた折に専決指定と議決条例の予定価格についても併せて質疑、調査を行った。

これを踏まえ、議会運営委員会では専決指定を、総務建設常任委員会では議決条例の予定価格の改定（当時の予定価格は請負契約が3千万円以上、財産取得が700万円以上）を所管事務調査として調査を継続した。

この結果を取りまとめ、平

成4年12月25日平成4年第4回定例会において、会議案第2号として「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例」として予定価格の引き上げが、会議案第3号として「専決処分事項の指定について」が議決された。

ここで、現行の専決指定の全文を掲載する。

専決処分事項の指定について平成4年12月25日議決

地方自治法第108条第1項の規定により、町長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

専決処分事項の指定について

1 全額寄附金、負担金を財源とする経費で100万円以下の予算補正をすること。

2 年度末において町税等の一般財源が確定したとき、基金繰入金及び基金積立金を増減する予算補正をすること。

3 条例の趣旨を変更しない範囲で、その字句等を改正すること。

4 町が当事者である1件の金額が50万円以下の財産権上の請求に係る訴えの提起、和解、斡旋、調停及び仲裁に関すること。

5 法律上、町の義務に属する和解及び損害賠償額の決定これに伴う予算を補正すること。

(1) 交通事故 1件100万円以下  
(2) その他 1件50万円以下  
※地方自治法  
(議会の委任による専決処分) 第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができ

②前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

(4) 十勝管内における状況  
十勝管内における状況は、議決を要する工事等の予定価格は、音更町の8千万円以上が最高額で1町のみ、他17町村は本町含めて5千万円以上と規定されている。

町発注の工事現場で例えば予期しない埋設物等が発見され、その除却に要する新たな費用、期間により契約金額と工期の範囲内で工事完了が見込めなくなった場合、設計図書の見直し、変更を実施する。

この時点で工事は一旦中断され、設計変更を行い契約変更が完了して工事が再開される。

この一連の流れの中で工事変更契約の議決が必要となつた場合、町長が臨時会の招集を打診、議長と協議しながら日程調整の上日時を決定、招集、開会へと至るが、実際の流れを想定すると1週間から10日前後を要する。

この間工事は中断され、その期間の請負事業者のコスト負担は多大なものと推測される。

コスト負担は請負事業者だけでなく、その工事に関連する下請負人にも及び、各企業の資金繰りや作業員の確保に多大な影響を与える。その中断期間をより最小に留めたいという要望の主旨は十分に理解できるところである。

一方で、議会に課せられた責務として町の事業執行監視の権限があり、安易に町に對して議会権限の委任をすることは出来ない。

十勝管内の状況を鑑みるとともに、このバランスを慎重に配慮、検討した結果、本町においては前述の専決指定に第6項として、

「議決条例第2条の規定により議決された工事又は製造の請負契約について、契約金額の10分の1以内の額の変更をすること。ただし、その額が500万円を超えるものは除く。」を加えることとし、

工事進捗の遅延防止、請負事業者の負担軽減に資するとともに、議会における事業執行監視の権限を守りつつ、これらの均衡を保持しながらチェック機能を果たせるよう取り組んでまいりたい。

北海道町村議会議長会から木村議員が表彰されました。

この表彰は、永年にわたり、地方自治の振興発展に貢献された功績が認められたもので、町議会議員として15年以上在籍した議員が対象とされ、

吉田議長から表彰状が伝達されました。

木村議員は平成19年5月に町議会議員に初当選し、現在4期目。

木村議員が  
自治功勞で  
表彰





# 町民に喜んでもらえよう

## 施設となるよう望む

### 文教厚生常任委員会

文教厚生常任委員会（委員長・高道洋子）は「公衆浴場の管理運営について」調査報告しました。

#### 調査日

令和4年2月2日、24日、5月12日、31日、6月7日、16日、7月12日、8月9日、30日

#### 調査結果

本町の市街地には、2軒の公衆浴場があったが、1軒は平成6年5月に、残る1軒は平成18年3月に廃業された。また、昭和62年6月に営業を開始された郊南1丁目の温泉施設は、平成29年10月に廃業されている。

町は、市街地最後の公衆浴場の廃止により、温泉を利用されていた住民に影響が及ばないように、足寄町高齢者等複合施設（むすびれっじ）を代替施設として利用を開始している。

その後、町において公衆浴

ウイルス感染症のまん延により、現地での行政視察を断念し、文書にて調査を行うこととし、調査内容は、公衆浴場の名称を初め、運営方法、営業時間、休日、入浴料金など25項目に渡り実施した。



分、また、開館時刻は10時から14時、閉館時刻は20時から22時と様々であった。委員会としては、多くの利用者を見込み開館時刻を11時、閉館時刻を21時30分とし1日当たりの開館時間を10時間30分とした。

更衣室内にドライヤーを配備する。また、シャンプーやボデイシャンプーなどの消耗品は、利用者に持参願うこととし、持参のない場合は、販売で対応する。貸出物品は無しとした。

③入浴料金は、調査対象施設の料金及び北海道統制額（普通浴場）を参考に、大人料金（18歳以上、高校生を除く）を400円、中人料金（中学生・高校生）を300円、小人料金（3歳以上小学生以下）を150円、乳幼児を無料とした。また、回数券については、大人3000円（10回券）、中人2000円（10回券）、小人1000円（10回券）とした。なお、高齢者や障がい者などが対象と想定される福祉券や、年間を通じて安定的な利用者を見込める年間パスポート券の発行の検討も必要と考えた。

今後、設置条例の制定など、令和5年3月の開業に向けて準備を進めることとなるが、浴場の建設は、町民が長年待ち望んでいた施設であり、より多くの方が利用されるような体制づくりが必要で、行政面積の広い本町において、へき地患者輸送バス利用者や足バスの利用者の対応を含めた検討が必要である。

委員会は、25項目の中から主に、浴場利用者に直接的に係わる、①休業日、②営業時間、③入浴料金、④備付及び⑤販売、⑥貸出物品の6項目について検討した。

④備付及び⑤販売、⑥貸出物品については、入浴料金の設定に併せて検討した。入浴料金を低額に抑えるため、備付物品は、最低限の備えとしてサウナ室内にサウナマットを、

また、現在、北海道では混浴のできる年齢について9歳までから6歳までに引き下げの見直しの検討がされており、利用者のトラブル等が無いよう対応が必要と考えられる。開業まで期間が少ない中にあつても、運営形態（直営、委託、指定管理者）など、検討項目が多数あり、他町村の運営する公衆浴場なども参考に十分検討し進められ、町民に喜んでもらえるような施設となるよう望むものである。

今回、上記の公衆浴場の中から本町が建設を予定している浴場と同規模と思われる浴場を10施設抽出し調査を行うこととした。

今回の調査は、新型コロナウイルス

②営業時間は、開館時間が最短で7時間、最長で11時間30

分、また、開館時刻は10時から14時、閉館時刻は20時から22時と様々であった。委員会としては、多くの利用者を見込み開館時刻を11時、閉館時刻を21時30分とし1日当たりの開館時間を10時間30分とした。

更衣室内にドライヤーを配備する。また、シャンプーやボデイシャンプーなどの消耗品は、利用者に持参願うこととし、持参のない場合は、販売で対応する。貸出物品は無しとした。





# 議会の動き

## 〈8月〉

- 9日 文教厚生常任委員会
- 30日 文教厚生常任委員会

## 〈9月〉

- 1日 総務産業常任委員会
- 5日 議会運営委員会
- 6日 第3回定例会
- 9日 議会運営委員会
- 15日 第3回定例会・議会運営委員会
- 16日 第3回定例会・広報広聴常任委員会
- 20日 決算審査特別委員会
- 21日 決算審査特別委員会
- 22日 決算審査特別委員会・議会運営委員会
- 26日 第3回定例会・議会運営委員会

## 〈10月〉

- 9日 全国和牛能力共進会（鹿児島県）
- 12日 総務産業常任委員会
- 28日 第5回臨時会・全員協議会  
文教厚生常任委員会

## 閉会中の所管事務調査

常任委員会は、閉会中も引き続き次の所管事務を調査研究します。調査研究の内容は、次号以降でお知らせする予定です。

### 総務産業常任委員会

- ①観光振興について
- ②農作物の生育・作況状況について
- ③町道の現状と維持管理について
- ④上下水道について

### 文教厚生常任委員会

- ①特別養護老人ホームの今後のあり方について

### 広報広聴常任委員会

- ①議会広報誌の編集及び発行に関する事項
- ②議会広報・広聴の実施に関する事項
- ③議会広報・広聴の調査及び研究に関する事項
- ④足寄町議会ホームページによる広報に関すること
- ⑤足寄町議会の放映による広報に関すること

### 議会運営委員会

- ①議会運営について
- ②議長の諮問に関する事項について

## 第4回定例会の日程

第4回定例会は12月1日開会  
一般質問は12日からの予定です



## 足寄町議会中継のお知らせ

足寄町議会は、令和3年3月開催の第1回定例会から、YouTube（ユーチューブ）でのライブ中継を行っています。過去の動画も見ることができますので、一般質問や議案審議の様子などを詳しく知りたい方はこちらをご覧ください。

インターネットで「足寄町議会 ユーチューブ」を検索するか、足寄町ホームページの足寄町議会の画面から接続することができます。

高齢化社会・要介護者が増え介護や保育の専門職が不足しています。

都市部の民間福祉施設では介護士や保育士の賃金が低く抑えられている一方で、経営者は多額の報酬を得ているという事例があるなど、現場で働く人が報われない中で必要な専門職に就く人が不足していくという状況となっています。

明治維新後日本経済に大きな貢献をした渋沢栄一は、「利益を求めめる活動を行う上では道徳が必要であると…」企業活動のあり方だけでなく「誰もがより豊かに生きる事が出来る社会はいかにあるべきか」という問題意識の基、晩年まで更生保護事業にも関わっていました。

更生保護事業は全国で展開されており、足寄町にも本別地区保護司会足寄分区分があり、法務大臣の委嘱を受けた、非常勤の国家公務員という身分の保護司が日々活動しています。  
(田利正文委員記)

